

大学教育質保証・評価センター 再度の評価に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大学教育質保証・評価センター大学機関別認証評価に関する規程第12条第3項に規定する再度の評価に関する必要な事項を定める。

(対象)

第2条 大学教育質保証・評価センター（以下「本センター」という。）が行う大学機関別認証評価（以下「大学評価」という。）の評価結果において、改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学（以下、「当該大学」という）を対象とする。

(実施体制)

第3条 再度の評価の審議は、認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）で行うものとする。

(再度の評価の中止)

第4条 再度の評価を申請する大学（以下、「受審大学」という）は、特別な事由により再度の評価が継続できない場合、本センター代表理事の承認を得て再度の評価を中止することができる。

2 本センターは、正当な理由がある場合には、代表理事の承認を得て再度の評価を中止することができる。

(再度の評価の評価結果の作成)

第5条 評価委員会は、再度の評価の評価結果を作成する。

2 評価委員会は、再度の評価について審議する場合、受審大学の評価実施チームの主査より意見を聴取することができる。

(再度の評価の評価結果の公表)

第6条 本センターは、再度の評価の評価結果を遅滞なく受審大学に送付する。

2 本センターは、受審大学の再度の評価の評価結果を刊行物やインターネット等の適切な方法で社会に公表する。

3 本センターは、受審大学の再度の評価の評価結果を文部科学大臣へ報告する。

(雑則)

第7条 この規程の改廃は、理事会が決定する。

附則

この規程は、2019年5月7日に制定し、本センターが認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた日に施行する。